

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月9日

【四半期会計期間】 第16期第3四半期
(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

【会社名】 ヤフー株式会社

【英訳名】 Yahoo Japan Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井上 雅 博

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【電話番号】 03(6440)6000

【事務連絡者氏名】 管理本部長 瀬越 俊 哉

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【電話番号】 03(6440)6000

【事務連絡者氏名】 管理本部長 瀬越 俊 哉

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第15期 第3四半期 連結累計期間	第16期 第3四半期 連結累計期間	第15期 第3四半期 連結会計期間	第16期 第3四半期 連結会計期間	第15期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	206,620	216,633	70,941	75,022	279,856
経常利益 (百万円)	104,663	117,502	36,412	41,370	143,360
四半期(当期)純利益 (百万円)	60,165	67,801	20,860	24,704	83,523
純資産額 (百万円)			287,639	360,925	312,273
総資産額 (百万円)			376,150	432,158	418,262
1株当たり純資産額 (円)			4,908.97	6,180.31	5,335.79
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	1,035.68	1,169.21	359.30	426.25	1,438.23
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	1,034.84	1,168.32	359.02	425.98	1,437.03
自己資本比率 (%)			75.7	82.9	74.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	98,191	23,677			140,095
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,548	14,889			7,356
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	31,217	29,156			31,381
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)			98,307	145,574	138,238
従業員数 (名)			4,919	4,733	4,882

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当グループにおいて営まれている事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動は、「3 関係会社の状況」に記載のとおりです。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、連結子会社のうち株式会社ニューズウォッチは、株式の全部売却により連結子会社から除外しております。

当第3四半期連結会計期間において、持分法適用関連会社のうち株式会社セブンネットショッピングは、議決権所有割合の低下により関連会社に該当しなくなったため、持分法適用関連会社から除外しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	4,733 (224)
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、当グループから当グループ外への出向者を除き、当グループ外から当グループへの出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。
- 3 臨時従業員には派遣社員、アルバイトを含めております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	3,591 (96)
---------	---------------

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員であります。
- 3 臨時従業員には派遣社員、アルバイトを含めております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績および受注実績

当グループはインターネット上での各種サービスの提供を主たる事業としており、また受注生産形態をとらない事業も多いため、セグメントごとに生産の規模および受注の規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

(2) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
メディア事業	28,173	
BS事業	19,264	
コンシューマ事業	27,503	
調整額 (注) 1	80	
合計	75,022	

(注) 1 調整額は、報告セグメントに属していない連結子会社の売上およびセグメント間取引です。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

平成22年12月10日付で、平成18年3月17日に締結した「株主間契約」におけるVodafone International Holdings B.V.の地位がソフトバンク株式会社に譲渡されたため、Vodafone International Holdings B.V.は本契約の当事者ではなくなりました。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間においては、リスティング広告、ディスプレイ広告ともに広告出稿が拡大し売上が増加したほか、「Yahoo!ショッピング」の取扱高の伸びや、eコマース向け決済サービスの利用増、「Yahoo!不動産」などの情報掲載の売上拡大も寄与し、リサーチ事業を株式会社マクロミルに承継したこと、株式会社ニューズウォッチを売却したことによる減収があったものの、前年同四半期と比較して売上高が増加しました。積極的な販売促進活動により広告宣伝費などは増加しましたが、データセンターの自己保有による運用体制の効率化によって通信費が減少したことなどにより、前年同四半期比で営業利益、経常利益ともに1割を超える増益、四半期純利益は約2割の増益となりました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間における当グループの業績は、売上高750億円（前年同四半期比5.8%増）、営業利益411億円（前年同四半期比13.0%増）、経常利益413億円（前年同四半期比13.6%増）、四半期純利益247億円（前年同四半期比18.4%増）となりました。

<メディア事業>

当第3四半期連結会計期間におけるメディア事業は、リスティング広告（広告会社経由）およびディスプレイ広告の売上ともに前年同四半期と比較して増加しました。

リスティング広告（広告会社経由）については、検索連動型広告において、年末年始に向けた旅行、交通・レジャー関連の企業からの出稿や、ボーナス商戦やクリスマスに向けての通販関連の企業からの出稿が堅調だったこと、インターネット情報サービスの企業からの広告出稿が増加したことに加え、検索連動型広告と興味関心連動型広告の双方において化粧品・生活用品、健康食品、健康器具などの企業からの出稿が伸びました。この結果、リスティング広告全体の売上は前年同四半期と比較して増加しました。

ディスプレイ広告においては、金融・保険、自動車に加えて、食品関連やインターネット情報サービスの企業からの出稿が増加し、前年同四半期比で売上が増加しました。広告商品別ではブランディング効果の高い「ブランドパネル」について、売上が前年同四半期と比較して大幅に増加、「プライムディスプレイ」についても前年同四半期比で売上が増加しました。行動ターゲティング広告については、自動車や金融・保険、インターネット情報サービスの企業からの出稿が大きく伸びました。デモグラフィックターゲティング広告については、特定の年代をターゲットにした食品関連の企業からの出稿が大幅に増加、薬品・医療用品関連企業や金融関連企業からの出稿も増加したほか、女性をターゲットとした化粧品・トイレットリー関連の企業からの出稿が増加しました。エリアターゲティング広告については、不動産などの企業に加えインターネット情報サービスの企業からの出稿が増加しました。さらに、「GyaO!」においても、大手広告主とのタイアップ特集などの展開もあり、売上が前年同四半期比で増加しました。

モバイル広告の売上に関しては、検索連動型広告、興味関心連動型広告、ディスプレイ広告のいずれもインターネット情報サービスの企業からの出稿が大きく増加するなど、売上が大きく拡大しました。特に、スマートフォン経由の広告売上が著しく伸長しており、家電・AV機器やファッション・アクセサリ関連などの大手広告主からの出稿が増加しました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間のメディア事業の売上高は281億円、営業利益は154億円、経常利益は155億円となり、全売上高に占める割合は37.6%となりました。

<BS事業>

当第3四半期連結会計期間におけるBS事業は、リスティング広告（オンライン経由）の売上が引き続き拡大したほか、情報掲載サービスの売上も前年同四半期比で増加しました。

広告関連では、リスティング広告の利用促進と新規広告主獲得を目的として、全国主要都市でセミナーを開催したほか、検索連動型広告を出稿する際に、キーワード候補やキーワードに関連するさまざまな情報を参照することができる新たな「キーワードアドバイスツール」の提供を開始するなど、広告出稿のサポートを強化しました。加えて、オンライン代理店が増加したことも寄与し、中小企業を中心としたオンライン経由の広告出稿が引き続き増加、売上も前年同四半期比で拡大しました。情報掲載サービスでは、注文物件や新築物件に関する情報の掲載が増加したことなどにより、「Yahoo!不動産」の売上が前年同四半期比で増加したほか、「Yahoo!リクナビ」も転職情報やアルバイト情報の掲載が増加したことなどにより、前年同四半期比で売上が増加し、回復基調が続いています。また、「Yahoo!グルメ」も前年同四半期比で売上が増加しました。データセンター関連では、「Yahoo!モバゲー」専用の開発プラットフォームの利用増加などにより、株式会社IDCフロンティアのクラウドコンピューティングサービスの売上が伸びました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間のBS事業の売上高は192億円、営業利益は95億円、経常利益は96億円となり、全売上高に占める割合は25.7%となりました。

<コンシューマ事業>

当第3四半期連結会計期間におけるコンシューマ事業は、「Yahoo!ショッピング」の取扱高が拡大したほか、Yahoo!プレミアム会員ID数も増加しました。

「Yahoo!ショッピング」において、クリスマスや年末年始といった季節に応じたさまざまな販促企画を展開したほか、「Tポイント」とのポイント連携や、「ZOZOTOWN」との連携など利用の拡大に努め、取扱高が大きく増加しました。特に、スマートフォンを含めたモバイルでは、モバイル限定のボーナスポイントキャンペーンなどの販促企画を強化したことにより、「Yahoo!ショッピング」におけるモバイル経由の取扱高が前年同四半期と比較し約8割増となるなど大幅に拡大しました。さらに、ボーナス商戦に合わせた大規模なポイントキャンペーンを行ったことなどにより、平成22年12月12日の「Yahoo!ショッピング」、「Yahoo!オークション」を合わせた取扱高合計が、過去最高の51億円を記録しました。「Yahoo!プレミアム」においては、会員特典の拡充を図るとともに、新規会員獲得に向けたキャンペーンを展開したことにより、平成22年12月末のYahoo!プレミアム会員ID数は前年同月末と比べ10万ID増の768万IDとなり、売上も前年同四半期と比べ増加しました。「Yahoo!オークション」においては、スマートフォンを含めたモバイル経由の取扱高が大きく伸びたほか、「出品無料キャンペーン」など、取引拡大のための施策を継続して実施したことなどにより、出品数や落札単価が前年同四半期と比べて増加、取扱高の減少幅も前年同四半期に比べて改善しました。有料コンテンツについては、「Yahoo!モバゲー」や「戦国IXA」を中心にゲーム関連の売上が前年同四半期に比べ大きく伸びました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間のコンシューマ事業の売上高は275億円、営業利益は181億円、経常利益は181億円となり、全売上高に占める割合は36.7%となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は、前連結会計年度末と比べて13,896百万円増加し、432,158百万円となりました。これは、現金及び預金が8,336百万円増加したことなどによります。

負債合計は34,755百万円減少し、71,233百万円となりました。これは、未払法人税等が31,975百万円減少したことなどによります。

純資産合計は48,652百万円増加し、360,925百万円となりました。これは、利益剰余金が50,934百万円増加したことなどによります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間の営業活動においては、法人税等の支払いがあったものの、主に税金等調整前四半期純利益の計上により13,339百万円の収入となりました。

投資活動においては、主に有形固定資産の取得により、2,517百万円の支出となりました。

財務活動においては、主に新株式の発行による収入により、462百万円の収入となりました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間の現金及び現金同等物の四半期末残高は145,574百万円となり、前年同四半期連結会計期間末と比べて47,267百万円の増加となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間の営業活動において、当グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は53百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	241,600,000
計	241,600,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	58,148,528	58,149,782	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株制度を採用 していません。
計	58,148,528	58,149,782		

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権(旧商法に基づく新株引受権を含む)の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19に基づき発行した新株引受権

株主総会の特別決議日(平成13年6月20日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,958
新株予約権の行使時の払込金額(円)	9,559
新株予約権の行使期間	平成15年6月21日～平成23年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 9,559 資本組入額 4,780
新株予約権の行使の条件	対象者は、死亡以外の事由により当社取締役または使用人でなくなった場合および新株引受権行使期間到来前に死亡した場合、その権利を喪失する。なお対象者が、新株引受権行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

株主総会の特別決議日(平成13年12月7日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,402
新株予約権の行使時の払込金額(円)	8,497
新株予約権の行使期間	平成15年12月8日～平成23年12月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 8,497 資本組入額 4,249
新株予約権の行使の条件	対象者は、死亡以外の事由により当社取締役または使用人でなくなった場合および新株引受権行使期間到来前に死亡した場合、その権利を喪失する。なお対象者が、新株引受権行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 その他の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 当社が株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換、新株引受権の行使および特定新規事業実施円滑化臨時措置法に基づく新株の発行の場合を除く)するときは、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

- 2 発行価額は、当社が株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換、新株引受権の行使および特定新規事業実施円滑化臨時措置法に基づく新株の発行の場合を除く)するときは、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

新株予約権

平成14年度第1回新株予約権

(平成14年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成14年7月29日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	62
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,872
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,196
新株予約権の行使期間	平成16年6月21日～平成24年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 10,196 資本組入額 5,098
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成14年度第2回新株予約権

(平成14年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成14年11月20日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	3
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	768
新株予約権の行使時の払込金額(円)	11,375
新株予約権の行使期間	平成16年6月21日～平成24年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 11,375 資本組入額 5,688
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、任期満了による退任または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数について行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 3 1株当たりの払込みをすべき金額は、当社が株式分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式併合の場合は併合株式数を減ずる）

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額の調整を行うことができるものとする。

平成15年度第1回新株予約権

（平成15年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成15年7月25日発行）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	241
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,424
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33,438
新株予約権の行使期間	平成17年6月21日～平成25年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 33,438 資本組入額 16,719
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成15年度第2回新株予約権

（平成15年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成15年11月4日発行）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	39
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,248
新株予約権の行使時の払込金額(円)	51,478
新株予約権の行使期間	平成17年6月21日～平成25年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 51,478 資本組入額 25,739
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成15年度第3回新株予約権

(平成15年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成16年1月29日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	33
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,056
新株予約権の行使時の払込金額(円)	47,813
新株予約権の行使期間	平成17年6月21日～平成25年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 47,813 資本組入額 23,907
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成15年度第4回新株予約権

(平成15年6月20日株主総会の特別決議に基づき平成16年5月13日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	480
新株予約権の行使時の払込金額(円)	78,512
新株予約権の行使期間	平成17年6月21日～平成25年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 78,512 資本組入額 39,256
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、任期満了による退任または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
 - (3) その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数について行われ、当該時点で発行されていない新株予約権については、分割の場合は当該調整を行わないものとし、併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行する場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く)、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 3 1株当たりの払込みをすべき金額は、当社が株式分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{（株式併合の場合は併合株式数を減ずる）}}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額の調整を行うことができるものとする。

平成16年度第1回新株予約権

（平成16年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成16年7月29日発行）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	551
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,816
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,290
新株予約権の行使期間	平成18年6月18日～平成26年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 65,290 資本組入額 32,645
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成16年度第2回新株予約権

（平成16年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成16年11月1日発行）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	46
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	368
新株予約権の行使時の払込金額(円)	62,488
新株予約権の行使期間	平成18年6月18日～平成26年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 62,488 資本組入額 31,244
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成16年度第3回新株予約権

(平成16年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成17年1月28日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	28
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	224
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,375
新株予約権の行使期間	平成18年6月18日～平成26年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 65,375 資本組入額 32,688
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成16年度第4回新株予約権

(平成16年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成17年5月12日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	60,563
新株予約権の行使期間	平成18年6月18日～平成26年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 60,563 資本組入額 30,282
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成17年度第1回新株予約権

(平成17年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成17年7月28日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,220
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,880
新株予約権の行使時の払込金額(円)	58,500
新株予約権の行使期間	平成19年6月18日～平成27年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 58,500 資本組入額 29,250
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成17年度第2回新株予約権

(平成17年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成17年11月1日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	63
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	126
新株予約権の行使時の払込金額(円)	62,000
新株予約権の行使期間	平成19年6月18日～平成27年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 62,000 資本組入額 31,000
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成17年度第3回新株予約権

(平成17年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成18年1月31日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	116
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	232
新株予約権の行使時の払込金額(円)	79,500
新株予約権の行使期間	平成19年6月18日～平成27年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 79,500 資本組入額 39,750
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成17年度第4回新株予約権

(平成17年6月17日株主総会の特別決議に基づき平成18年5月2日発行)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	75
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	75
新株予約権の行使時の払込金額(円)	67,940
新株予約権の行使期間	平成19年6月18日～平成27年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 67,940 資本組入額 33,970
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) その他の条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めたところによる。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的たる株式の数についてのみ行われ、当該時点で発行されていない新株予約権については、株式分割の場合は当該調整を行わないものとし、株式併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 3 1株当たりの払込みをすべき金額（以下「払込金額」）は、当社が株式分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行する場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{（株式併合の場合は併合株式数を減ずる）}}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額の調整を行うことができるものとする。

平成18年度第1回新株予約権

(平成18年8月23日取締役会の決議に基づき平成18年9月6日割当)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	7,166
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,166
新株予約権の行使時の払込金額(円)	47,198
新株予約権の行使期間	平成20年8月24日～平成28年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 47,198 資本組入額 23,599
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成18年度第2回新株予約権

(平成18年10月23日取締役会の決議に基づき平成18年11月6日割当)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	268
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	268
新株予約権の行使時の払込金額(円)	44,774
新株予約権の行使期間	平成20年10月24日～平成28年10月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 44,774 資本組入額 22,387
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成18年度第3回新株予約権

(平成19年1月24日取締役会の決議に基づき平成19年2月7日割当)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	250
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250
新株予約権の行使時の払込金額(円)	47,495
新株予約権の行使期間	平成21年1月25日～平成29年1月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 47,495 資本組入額 23,748
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引が、新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの行使価額（（注）5記載の調整を行う場合は調整後の1株当たりの行使価額）の2分の1を継続して1年間で下回るときは、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が（注）1に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、また、当該時点で発行されていない新株予約権については、株式の分割の場合は当該調整を行わず、株式の併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の計算により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{（株式併合の場合は併合株式数を減ずる）}}}$$

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

平成19年度第1回新株予約権

（平成19年4月24日取締役会の決議に基づき平成19年5月8日割当）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	554
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	554
新株予約権の行使時の払込金額(円)	45,500
新株予約権の行使期間	平成21年4月25日～平成29年4月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 45,500 資本組入額 22,750
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成19年度第2回新株予約権

（平成19年7月24日取締役会の決議に基づき平成19年8月7日割当）

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	8,626
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,626
新株予約権の行使時の払込金額(円)	40,320
新株予約権の行使期間	平成21年7月25日～平成29年7月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 40,320 資本組入額 20,160
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注) 1 に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、また、当該時点で発行されていない新株予約権については、株式の分割の場合は当該調整を行わず、株式の併合の場合は当該調整を行うものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権、新株予約権証券および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の計算により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式併合の場合は併合株式数を減ずる）

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

平成19年度第3回新株予約権

(平成19年10月24日取締役会の決議に基づき平成19年11月7日割当)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	696
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	696
新株予約権の行使時の払込金額(円)	51,162
新株予約権の行使期間	平成21年10月25日～平成29年10月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 51,162 資本組入額 25,581
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成19年度第4回新株予約権

(平成20年1月30日取締役会の決議に基づき平成20年2月13日割当)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	775
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	775
新株予約権の行使時の払込金額(円)	47,500
新株予約権の行使期間	平成22年1月31日～平成30年1月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 47,500 資本組入額 23,750
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成20年度第1回新株予約権

(平成20年4月25日取締役会の決議に基づき平成20年5月9日割当)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,544
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,544
新株予約権の行使時の払込金額(円)	51,781
新株予約権の行使期間	平成22年4月26日～平成30年4月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 51,781 資本組入額 25,891
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成20年度第2回新株予約権

(平成20年7月25日取締役会の決議に基づき平成20年8月8日割当)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	10,838
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,838
新株予約権の行使時の払込金額(円)	40,505
新株予約権の行使期間	平成22年7月26日～平成30年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 40,505 資本組入額 20,253
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成20年度第3回新株予約権

(平成20年10月24日取締役会の決議に基づき平成20年11月7日割当)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	367
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	367
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34,000
新株予約権の行使期間	平成22年10月25日～平成30年10月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 34,000 資本組入額 17,000
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成20年度第4回新株予約権

(平成21年1月27日取締役会の決議に基づき平成21年2月10日割当)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	328
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	328
新株予約権の行使時の払込金額(円)	32,341
新株予約権の行使期間	平成23年1月28日～平成31年1月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 32,341 資本組入額 16,171
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成21年度第1回新株予約権

(平成21年4月28日取締役会の決議に基づき平成21年5月12日割当)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	768
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	768
新株予約権の行使時の払込金額(円)	26,879
新株予約権の行使期間	平成23年4月29日～平成31年4月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 26,879 資本組入額 13,440
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成21年度第2回新株予約権

(平成21年7月28日取締役会の決議に基づき平成21年8月11日割当)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	12,095
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,095
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,700
新株予約権の行使期間	平成23年7月29日～平成31年7月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 30,700 資本組入額 15,350
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成21年度第3回新株予約権

(平成21年10月27日取締役会の決議に基づき平成21年11月10日割当)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	229
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	229
新株予約権の行使時の払込金額(円)	28,737
新株予約権の行使期間	平成23年10月28日～平成31年10月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 28,737 資本組入額 14,369
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成21年度第4回新株予約権

(平成22年1月27日取締役会の決議に基づき平成22年2月10日割当)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	507
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	507
新株予約権の行使時の払込金額(円)	32,050
新株予約権の行使期間	平成24年1月28日～平成32年1月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 32,050 資本組入額 16,025
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成22年度第1回新株予約権

(平成22年4月27日取締役会の決議に基づき平成22年5月11日割当)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	675
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	675
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,834
新株予約権の行使期間	平成24年4月28日～平成32年4月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 35,834 資本組入額 17,917
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成22年度第2回新株予約権

(平成22年7月27日取締役会の決議に基づき平成22年8月10日割当)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	11,733
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,733
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34,617
新株予約権の行使期間	平成24年7月28日～平成32年7月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 34,617 資本組入額 17,309
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

平成22年度第3回新株予約権

(平成22年10月22日取締役会の決議に基づき平成22年11月5日割当)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	314
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	314
新株予約権の行使時の払込金額(円)	28,857
新株予約権の行使期間	平成24年10月23日～平成32年10月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 28,857 資本組入額 14,429
新株予約権の行使の条件	(注)1参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2参照

(注) 1 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- (3) 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

2 組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為時に定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの組織再編行為時に定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

3 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)1に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。ただしこの取得処理については、権利行使期間が終了した後一括して行うことができるものとする。

- 4 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。

- 5 当社が株式の分割・併合および時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権および新株引受権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の計算により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

（株式併合の場合は併合株式数を減ずる）

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	25,635	58,148,528	242	7,795	242	2,876

(注) ストック・オプション(新株予約権等を含む)の権利行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 180,433		
完全議決権株式(その他)	普通株式 57,942,460	57,942,460	
単元未満株式			
発行済株式総数	58,122,893		
総株主の議決権		57,942,460	

(注) 完全議決権株式(その他)には、証券保管振替機構名義の株式が271株(議決権271個)含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ヤフー株式会社	東京都港区赤坂 九丁目7番1号	180,433		180,433	0.31
計		180,433		180,433	0.31

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	38,500	35,550	36,450	36,950	33,250	31,250	30,650	30,700	32,950
最低(円)	34,100	30,150	31,800	32,400	29,390	28,840	27,360	27,230	29,710

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	147,574	139,238
売掛金	36,137	37,391
たな卸資産	1 159	1 201
その他	31,131	27,966
貸倒引当金	1,574	1,455
流動資産合計	213,428	203,342
固定資産		
有形固定資産	2 27,817	2 27,120
無形固定資産		
のれん	4,734	4,896
その他	9,642	10,054
無形固定資産合計	14,376	14,950
投資その他の資産		
投資有価証券	163,874	159,993
その他	12,708	12,928
貸倒引当金	47	72
投資その他の資産合計	176,535	172,849
固定資産合計	218,729	214,920
資産合計	432,158	418,262
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,067	7,502
短期借入金	-	10,000
未払法人税等	15,132	47,107
その他	47,738	40,959
流動負債合計	68,938	105,569
固定負債	2,294	419
負債合計	71,233	105,988
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,795	7,521
資本剰余金	2,877	2,602
利益剰余金	351,430	300,496
自己株式	5,604	3,068
株主資本合計	356,499	307,550
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,761	1,978
繰延ヘッジ損益	-	25
評価・換算差額等合計	1,761	2,004
新株予約権	590	450
少数株主持分	2,074	2,267
純資産合計	360,925	312,273
負債純資産合計	432,158	418,262

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	206,620	216,633
売上原価	24,760	21,897
売上総利益	181,859	194,735
販売費及び一般管理費	¹ 76,745	¹ 77,513
営業利益	105,114	117,222
営業外収益		
受取利息	58	100
為替差益	43	164
持分法による投資利益	-	167
還付加算金	51	-
その他	80	112
営業外収益合計	234	545
営業外費用		
支払利息	171	-
持分法による投資損失	281	-
固定資産除却損	137	152
その他	94	113
営業外費用合計	684	265
経常利益	104,663	117,502
特別利益		
子会社株式売却益	50	-
持分変動利益	-	799
その他	-	222
特別利益合計	50	1,022
特別損失		
投資有価証券評価損	1,106	-
減損損失	² 797	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	1,144
契約変更に伴う清算金	-	³ 1,817
その他	331	554
特別損失合計	2,235	3,516
税金等調整前四半期純利益	102,478	115,008
法人税、住民税及び事業税	43,516	42,092
法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額	-	⁴ 26,450
法人税等調整額	1,449	⁴ 21,727
法人税等合計	42,066	46,814
少数株主損益調整前四半期純利益	-	68,193
少数株主利益	246	391
四半期純利益	60,165	67,801

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	70,941	75,022
売上原価	8,517	6,924
売上総利益	62,424	68,097
販売費及び一般管理費	25,988	26,932
営業利益	36,435	41,165
営業外収益		
受取利息	30	33
為替差益	44	-
持分法による投資利益	-	188
その他	44	86
営業外収益合計	119	309
営業外費用		
支払利息	41	-
固定資産除却損	65	72
その他	35	31
営業外費用合計	142	104
経常利益	36,412	41,370
特別利益		
持分変動利益	-	392
その他	-	23
特別利益合計	-	415
特別損失		
ソフトウェア除却損	-	149
子会社株式売却損	-	57
投資有価証券評価損	721	-
その他	137	18
特別損失合計	858	224
税金等調整前四半期純利益	35,553	41,561
法人税、住民税及び事業税	14,492	14,821
法人税等調整額	48	1,863
法人税等合計	14,540	16,684
少数株主損益調整前四半期純利益	-	24,876
少数株主利益	151	171
四半期純利益	20,860	24,704

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	102,478	115,008
減価償却費	7,548	7,179
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	1,144
減損損失	797	-
のれん償却額	698	689
貸倒引当金の増減額(は減少)	5	95
ポイント引当金の増減額(は減少)	974	72
役員賞与引当金の増減額(は減少)	38	61
投資有価証券評価損益(は益)	1,106	222
投資有価証券売却損益(は益)	45	34
持分法による投資損益(は益)	281	167
売上債権の増減額(は増加)	215	897
仕入債務の増減額(は減少)	1,624	986
その他の流動資産の増減額(は増加)	6,220	5,942
その他の流動負債の増減額(は減少)	3,855	6,580
未払消費税等の増減額(は減少)	762	562
その他	269	1,417
小計	113,975	123,698
法人税等の支払額	15,783	100,020 ¹
営業活動によるキャッシュ・フロー	98,191	23,677
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	1,000	1,000
有形固定資産の取得による支出	3,605	5,286
無形固定資産の取得による支出	1,686	1,403
投資有価証券の取得による支出	579	2,002
投資有価証券の売却による収入	80	313
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	701
株式の取得価額の調整による入金額	-	24,792 ²
その他	1,243	177
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,548	14,889
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	440	-
長期借入金の返済による支出	20,000	10,000
新株予約権の行使による株式の発行による収入	82	549
自己株式の取得による支出	2,863	2,540
配当金の支払額	7,516	16,666
その他	479	498
財務活動によるキャッシュ・フロー	31,217	29,156
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	61,426	9,410
現金及び現金同等物の期首残高	36,996	138,238
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	115	236
会社分割に伴う現金及び現金同等物の減少額	-	1,837
現金及び現金同等物の四半期末残高	98,307 ³	145,574 ³

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結範囲の変更 当第3四半期連結累計期間における連結範囲の異動は増加2社、減少2社であり、内容は以下のとおりであります。 連結子会社が新設分割したことによる増加 ウェブソリューション(株) 株式取得による増加 (株)シリウステクノロジーズ 株式売却による減少 BBIX(株)、(株)ニューズウォッチ</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 11社</p>
2 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社の変更 当第3四半期連結累計期間における持分法の適用範囲の異動は増加1社、減少1社であり、内容は以下のとおりであります。 株式取得による増加 (株)マクロミル 議決権所有割合低下による減少 (株)セブンネットショッピング</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 11社</p>
3 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益および経常利益はそれぞれ136百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は1,280百万円減少しております。</p> <p>(2) 「企業結合に関する会計基準」等の適用 第2四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

<p>当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)</p>
<p>(四半期連結損益計算書関係)</p> <p>前第3四半期連結累計期間において、営業外収益の「還付加算金」として掲記されたものは、重要性が乏しくなったため、当第3四半期連結累計期間より「その他」に含めて表示しております。なお、当第3四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「還付加算金」の金額は0百万円であります。</p> <p>前第3四半期連結累計期間において、営業外費用の「支払利息」として掲記されたものは、重要性が乏しくなったため、当第3四半期連結累計期間より「その他」に含めて表示しております。なお、当第3四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「支払利息」の金額は19百万円であります。</p> <p>前第3四半期連結累計期間において、特別利益の「子会社株式売却益」として掲記されたものは、重要性が乏しくなったため、当第3四半期連結累計期間より「その他」に含めて表示しております。なお、当第3四半期連結累計期間の特別利益の「その他」に含まれる「子会社株式売却益」の金額は47百万円であります。</p> <p>前第3四半期連結累計期間において、特別損失の「投資有価証券評価損」として掲記されたものは、重要性が乏しくなったため、当第3四半期連結累計期間より「その他」に含めて表示しております。なお、当第3四半期連結累計期間の特別損失の「その他」に含まれる「投資有価証券評価損」の金額は222百万円であります。</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結累計期間では「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p> <p>(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前第3四半期連結累計期間において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出」は重要性が増したため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第3四半期連結累計期間の「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出」は 40百万円であります。</p>

<p>当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)</p>
<p>(四半期連結損益計算書関係)</p> <p>前第3四半期連結会計期間において、営業外収益の「為替差益」として掲記されたものは、重要性が乏しくなったため、当第3四半期連結会計期間より「その他」に含めて表示しております。なお、当第3四半期連結会計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「為替差益」の金額は51百万円であります。</p> <p>前第3四半期連結会計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「持分法による投資利益」は重要性が増したため、当第3四半期連結会計期間より区分掲記しております。なお、前第3四半期連結会計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「持分法による投資利益」の金額は7百万円であります。</p> <p>前第3四半期連結会計期間において、営業外費用の「支払利息」として掲記されたものは、重要性が乏しくなったため、当第3四半期連結会計期間より「その他」に含めて表示しております。なお、当第3四半期連結会計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「支払利息」の金額は1百万円であります。</p> <p>前第3四半期連結会計期間において、特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「ソフトウェア除却損」は重要性が増したため、当第3四半期連結会計期間より区分掲記しております。なお、前第3四半期連結会計期間の特別損失の「その他」に含まれる「ソフトウェア除却損」の金額は89百万円であります。</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結会計期間では「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

項目	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 たな卸資産	商品及び製品 13百万円 仕掛品 5 貯蔵品 141	商品及び製品 23百万円 仕掛品 41 貯蔵品 136
2 有形固定資産の減価償却累計額	39,499百万円	36,810百万円
3 貸出コミットメント	当社においては、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミットメントの総額 16,837百万円 貸出実行残高 1,262 差引額 15,574	当社においては、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミットメントの総額 17,781百万円 貸出実行残高 1,450 差引額 16,330

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)						
1 主な販売費及び一般管理費 貸倒引当金繰入額 511百万円	1 主な販売費及び一般管理費 貸倒引当金繰入額 499百万円						
2 減損損失 当社グループは、当第3四半期連結累計期間において以下のとおり減損損失を計上いたしました。 (1) 減損損失を認識した資産 <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他</td> <td>のれん</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (2) 減損損失の認識に至った経緯 当資産は当社が株式会社プレイナーを吸収合併した際に計上したものであり、当初計画した事業計画において想定した収益が見込めないと評価したことから減損損失を計上しております。 (3) 資産のグルーピングの方法 当社グループは、事業統括本部を基礎として資産のグルーピングを行っております。また、事業の廃止および再編成に係る資産については個々にグルーピングを行っております。 (4) 回収可能価額の算定方法 当資産の回収可能価額は使用価値により算定しておりますが、今後の将来キャッシュ・フローが見込めないため、使用価値を零として減損損失を計上しております。	用途	種類	場所	その他	のれん		3 契約変更に伴う清算金 パートナーとの媒体利用契約ならびに検索技術等のサービス提供契約の契約条件変更に伴う清算金です。
用途	種類	場所					
その他	のれん						

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
	<p>4 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額および法人税等調整額</p> <p>当第3四半期連結累計期間に発生した「法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額」は、当社がソフトバンク(株)(以下、「ソフトバンク」といいます。)からソフトバンクIDCソリューションズ(株)(以下、「IDC」といいます。)株式を取得し、同社を吸収合併した際にIDCの繰越欠損金を当社に引き継いで使用した税務処理が、当社の法人税の負担を不当に減少させるものであるとして東京国税局より更正されたものです。</p> <p>一方、IDC合併に関する税務処理に係わる追徴税額が発生した場合には、ソフトバンクが株式の取得価額の修正としてこれを当社に支払う旨の契約に基づき、子会社株式の取得価額の修正を行ったことに伴って負ののれんが発生していますが、当該負ののれんは今回の更正に伴いIDCの吸収合併時に計上した繰延税金資産の資産価値が否認されたことよって発生しているという実態を勘案し、当該実態をより適切に表すため、四半期連結損益計算書上、「法人税等調整額」として計上しております。</p> <p>なお、当社はこの処分について国税不服審判所に対する審査請求を行っております。また、状況に応じて別途訴訟を提起して、当社の主張の正当性を徹底的に論証していく予定です。</p>

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
<p>主な販売費及び一般管理費</p> <p>貸倒引当金繰入額 190百万円</p>	<p>主な販売費及び一般管理費</p> <p>貸倒引当金繰入額 185百万円</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)												
	<p>1 法人税等の支払額 注記事項「四半期連結損益計算書関係 4 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額および法人税等調整額」に記載されている、更正通知を受領したことにより支払うこととなった追徴税額を含んでいます。</p>												
	<p>2 株式の取得価額の調整による入金額 注記事項「四半期連結損益計算書関係 4 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額および法人税等調整額」に記載されている、IDC合併に関する税務処理に係わる追徴税額が発生した場合に、ソフトバンクが株式の取得価額の修正としてこれを当社に支払う旨の契約に基づき、入金されたものです。</p>												
<p>3 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(平成21年12月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">99,307 百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月超の定期預金</td> <td style="text-align: right;">1,000</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">98,307</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	99,307 百万円	預入期間が3か月超の定期預金	1,000	現金及び現金同等物計	98,307	<p>3 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(平成22年12月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">147,574 百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月超の定期預金</td> <td style="text-align: right;">2,000</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">145,574</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	147,574 百万円	預入期間が3か月超の定期預金	2,000	現金及び現金同等物計	145,574
現金及び預金勘定	99,307 百万円												
預入期間が3か月超の定期預金	1,000												
現金及び現金同等物計	98,307												
現金及び預金勘定	147,574 百万円												
預入期間が3か月超の定期預金	2,000												
現金及び現金同等物計	145,574												

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	58,148,528

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	180,433

3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプション として発行した新株予 約権			590
合計				590

(注) 新株予約権のうち、平成20年度第4回、平成21年度第1回、平成21年度第2回、平成21年度第3回、平成21年度第4回、平成22年度第1回、平成22年度第2回、平成22年度第3回については、いずれも権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年5月20日 取締役会	普通株式	利益剰余金	16,708	288	平成22年3月31日	平成22年6月10日

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	広告事業 (百万円)	ビジネス サービス事業 (百万円)	パーソナル サービス事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	35,333	16,553	19,335	71,221	(280)	70,941
営業利益	20,097	5,772	13,642	39,513	(3,077)	36,435

(注) (1) 事業区分の方法

事業は、市場性を考慮した売上集計単位により区分しています。

(2) 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
広告事業	インターネット広告による売上、またはそれに付随する売上。 ・ ディスプレイ広告 バナー、テキスト、メール、映像 ・ リスティング広告(成果連動広告) 検索連動型広告、興味関心連動型広告、コンテンツ連動型広告、 アフィリエイト広告等
ビジネスサービス 事業	広告以外の法人向けビジネスによる売上。 ・ 「Yahoo!不動産」、「Yahoo!リクナビ」、「Yahoo!自動車」等の情報掲載料 ・ 「Yahoo!オークション」、「Yahoo!ショッピング」のテナント料・手数料 ・ 「Yahoo! BB」新規獲得インセンティブ・継続インセンティブ ・ 「Yahoo!リサーチ」、「Yahoo!ビジネスエクスプレス」、 「Yahoo!ウェブホスティング」等の売上 ・ データセンター関連売上
パーソナルサービス 事業	個人向けビジネスによる売上。 ・ 「Yahoo!オークション」のシステム利用料 ・ 「Yahoo!プレミアム」の売上 ・ コンテンツ料金、「Yahoo! BB」のISP料金等

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	広告事業 (百万円)	ビジネス サービス事業 (百万円)	パーソナル サービス事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高	102,675	48,070	56,741	207,487	(867)	206,620
営業利益	57,862	16,998	39,754	114,615	(9,501)	105,114

(注) (1) 事業区分の方法

事業は、市場性を考慮した売上集計単位により区分しています。

(2) 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
広告事業	インターネット広告による売上、またはそれに付随する売上。 ・ ディスプレイ広告 バナー、テキスト、メール、映像 ・ リスティング広告(成果連動広告) 検索連動型広告、興味関心連動型広告、コンテンツ連動型広告、 アフィリエイト広告等
ビジネスサービス 事業	広告以外の法人向けビジネスによる売上。 ・ 「Yahoo!不動産」、「Yahoo!リクナビ」、「Yahoo!自動車」等の情報掲載料 ・ 「Yahoo!オークション」、「Yahoo!ショッピング」のテナント料・手数料 ・ 「Yahoo! BB」新規獲得インセンティブ・継続インセンティブ ・ 「Yahoo!リサーチ」、「Yahoo!ビジネスエクスプレス」、 「Yahoo!ウェブホスティング」等の売上 ・ データセンター関連売上
パーソナルサービス 事業	個人向けビジネスによる売上。 ・ 「Yahoo!オークション」のシステム利用料 ・ 「Yahoo!プレミアム」の売上 ・ コンテンツ料金、「Yahoo! BB」のISP料金等

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)および前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社および在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)および前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は各事業統括本部にて各サービスを主管し、サービスの向上と売上の拡大を目指し事業活動を展開しております。従って、当社は各事業統括本部を基礎とした事業セグメントから構成されており、「メディア事業」、「BS事業」及び「コンシューマ事業」の3つを報告セグメントとしております。

「メディア事業」は、主に、広告を掲載する各サービスの企画、コンテンツパートナーや広告会社と連携した広告商品の企画・販売をしております。「BS事業」は、主に、地域・生活圏の情報掲載サービスの企画、代理店・オンラインセールスを含めた中小企業クライアント向け商品・サービスの販売をしております。「コンシューマ事業」は、主に、コマース関連サービス、会員サービスや有料コンテンツ等の個人向けサービス、決済サービスの企画・販売をしております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結損 益計算書計上 額(注)2
	メディア事業	BS事業	コンシューマ 事業	計		
売上高	80,235	56,775	79,193	216,203	429	216,633
セグメント利益	42,715	28,063	52,440	123,219	5,717	117,502

(注)1 セグメント利益の調整額 5,717百万円には、セグメント間取引消去 2百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 5,925百万円およびその他209百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結損 益計算書計上 額(注)2
	メディア事業	BS事業	コンシューマ 事業	計		
売上高	28,173	19,264	27,503	74,942	80	75,022
セグメント利益	15,560	9,621	18,140	43,321	1,951	41,370

(注)1 セグメント利益の調整額 1,951百万円には、セグメント間取引消去 2百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,018百万円およびその他69百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

なお、当第3四半期連結累計期間および当第3四半期連結会計期間と同じ報告セグメントの区分および配分方法によった場合の前第3四半期連結累計期間および前第3四半期連結会計期間の報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報は以下のとおりです。

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結損益計算書計上額 (注)2
	メディア事業	BS事業	コンシューマ事業	計		
売上高	74,027	52,697	79,306	206,030	589	206,620
セグメント利益	34,818	22,783	53,224	110,827	6,163	104,663

(注)1 セグメント利益の調整額 6,163百万円には、セグメント間取引消去11百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 6,370百万円およびその他195百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結損益計算書計上額 (注)2
	メディア事業	BS事業	コンシューマ事業	計		
売上高	25,852	17,693	27,203	70,749	191	70,941
セグメント利益	12,350	8,018	17,928	38,297	1,885	36,412

(注)1 セグメント利益の調整額 1,885百万円には、セグメント間取引消去2百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,972百万円およびその他85百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 6,180.31円	1株当たり純資産額 5,335.79円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期 連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	360,925	312,273
普通株式に係る純資産額(百万円)	358,260	309,555
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	590	450
少数株主持分	2,074	2,267
普通株式の発行済株式数(株)	58,148,528	58,118,909
普通株式の自己株式数(株)	180,433	103,955
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式 の数(株)	57,968,095	58,014,954

2. 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 1,035.68円	1株当たり四半期純利益金額 1,169.21円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 1,034.84円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 1,168.32円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	60,165	67,801
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	60,165	67,801
普通株式の期中平均株式数(株)	58,092,296	57,989,451
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	47,540	44,266
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜 在株式について前連結会計年度末から重要な変動 がある場合の概要		

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	359.30円	1株当たり四半期純利益金額	426.25円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	359.02円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	425.98円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	20,860	24,704
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	20,860	24,704
普通株式の期中平均株式数(株)	58,059,119	57,958,553
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	45,647	37,048
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間
(自平成22年10月1日
至平成22年12月31日)

BBモバイル株式会社が当社向けに発行した優先株式などの売却について

当社は、平成23年1月25日の取締役会決議により、当社親会社であるソフトバンク株式会社（本社：東京都港区、代表者：孫 正義、以下「ソフトバンク」という）の連結子会社であるBBモバイル株式会社（本社：東京都港区、代表者：孫 正義、以下「BBM」という）が当社向けに発行した優先株式および新株予約権をソフトバンクに売却する旨の売買契約書を、ソフトバンクとの間で締結いたしました。その概要は次のとおりであります。

1. 売買契約の内容

(1) 当社がソフトバンクへ売却する資産

- ・BBMが当社向けに発行した優先株式（600,000株）
- ・BBMが当社向けに発行した新株予約権（98個）

(2) 売却価格

上記(1)の売却価格として1,200億円

なお、売却価格に加えて売買実行日から入金予定日までの期間の利息相当額を当社が受け取ることになっています。

(3) 日程

契約締結日：平成23年1月25日

売買実行日：平成23年1月28日

入金予定日：平成25年3月末（予定）

2. 本件取引の目的

当社は平成18年4月に、BBMへの出資を通じてソフトバンク携帯電話のポータルサイトとして全面的にサービスおよびコンテンツを提供することで、PCとモバイルの利用者に対してシームレスな環境を構築し、これまでにない革新的なモバイルサービスの実現を目指してきました。これらの革新的なモバイルサービスについては、ソフトバンク携帯電話における「Y!ボタン」の搭載や、「Yahoo!ケータイ」の提供ならびにiPhone™などのスマートフォン向けのサービスや各種アプリケーションの提供を通じて実現してまいりました。これらモバイルサービスの実現は、当社のモバイル経由のページビュー数の飛躍的な増加につながり、新たな広告媒体として当社の企業価値の向上に貢献し、当初の出資目的を達成したことから、今般、当社が保有しているBBMの優先株式および新株予約権を取得価額にてソフトバンクに売却することといたしました。これにより、当社の資産の安全性・流動性を向上させることができます。

3. 当社の連結財務諸表に与える影響

本件取引により、これまで連結貸借対照表に計上していた投資有価証券を売却し、その債権を長期未収入金として計上する予定です。

4. 支配株主との取引等に関する事項

本件取引は、当社の支配株主（親会社）であるソフトバンクとの取引となり、当社にとって支配株主との取引等に該当します。なお、平成22年6月30日に開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

「当社の親会社はソフトバンク株式会社であります。当社では、「当社及びその親会社・子会社・関連会社間における取引及び業務の適正に関する規程」を制定し、親会社等との取引において、第三者との取引または類似取引に比べて不当に有利または不利であることが明らかな取引の禁止や、利益または損失・リスクの移転を目的とする取引の禁止などを明確に定めており、公正かつ適正な取引の維持に努めております。」

本件取引に関しては、当社は、上記指針のもと、当社の意思決定機関である取締役会の経営判断により平成23年1月25日に決議いたしました。また、平成23年1月25日の取締役会決議に先立ち、平成23年1月24日付で第三者である株式会社ブルーラス・コンサルティングより、本件取引における優先株式および新株予約権の譲渡価格は財務の見地から不合理なものではなく、少数株主にとって不利益となる価格ではない旨の意見を得ているほか、平成23年1月25日付で支配株主との間に利害関係を有しない若槻哲太郎弁護士より、本件取引における当社での検討方法や交渉過程等を確認したところ、本件取引は当社の少数株主にとって不利益ではない旨の意見を得ております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 1月29日

ヤフー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 本 保 範 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 望 月 明 美 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヤフー株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヤフー株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月2日

ヤフー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅 枝 芳 隆 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 望 月 明 美 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヤフー株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ヤフー株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、BBモバイル株式会社が発行した優先株式及び新株予約権をソフトバンク株式会社に売却している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。